

広島県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る検討状況について

【施策目標】 保険料率の平準化

検討項目	検討内容
市町間の収納率の均一化	<p>【現状】 運営方針において、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率を目指すこととしている。</p> <p>【課題】 上記のように、保険料の完全統一への移行要件となっている「市町間の収納率の均一化」について、具体的な考え方等の整理を行っていく必要がある。</p> <p>【今後の対応】 保険料の準統一という方針を決定した当時の収納率状況と現在の状況の比較や、保険者規模に応じた全国水準等を考慮した各市町の収納率水準の状況等を踏まえ、市町間の均一化に係る検証を行っていく。</p>
保険料・税の種別統一	<p>【現状】 国保事業に要する費用を賄う徴収方法として、保険料と保険税の2つが認められており、令和2年度においては、保険料を賦課している市町が4市、保険税を賦課している市町が19市町となっている。また、被保険者数で見ると、約55%が保険料による賦課となっている。</p> <p>【課題】 保険料と保険税では、賦課権の期間や徴収権の消滅時効など、主に過年度分に係る取扱いが異なっており、被保険者の負担の公平性の確保といった観点から、こうした種別の統一についても検討を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 料と税それぞれのあり方や、市町の事務処理体制への影響等を踏まえ、統一の方向性を検討していく。</p>
保険料及び一部負担金の減免基準の統一	<p>【現状】 災害や失業などの事情に応じて、各市町は条例等に基づき、保険料や一部負担金の減免を行うことができるが、その減免基準が市町間で異なっている状況である。</p> <p>【課題】 被保険者の負担の公平性の確保といった観点から、こうした減免基準の統一についても検討を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 現在の各市町における減免基準の状況等を踏まえ、統一の方向性を検討していく。</p>

【施策目標】 医療費水準の適正化

検討項目	検討内容																						
<p>特定健康診査及び 特定保健指導の受診 率向上</p>	<p>【現状】 受診率の年次推移（広島県及び全国） 単位：%</p> <table border="1" data-bbox="528 315 1366 483"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">H29</th> <th colspan="2">H30</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>全国</th> <th>県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査</td> <td>28.3</td> <td>37.2</td> <td>30.2</td> <td>37.9</td> <td>H30：43位</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>29.7</td> <td>25.6</td> <td>30.3</td> <td>28.9</td> <td>H30：27位</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診率向上に向けた取組（参考：保険者データヘルス全数調査「効果があった取組」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額の無料化（特定健康診査，特定保健指導） ・特定健康診査（個別，集団）に追加健診4項目を実施 ・個別通知や電話による受診勧奨 ・がん検診との同日実施，関係機関と連携した周知 など <p>【課題】 受診率は徐々に増加しているが，特定健康診査は全国平均を大きく下回り，特定保健指導は全国平均を上回っているが伸び率は鈍化している。</p> <p>【今後の対応】 引き続き，受診率向上に向けて効果的な取組の共有や既存事業の活用，関係機関の協力等を含めて，周知及び啓発や受診勧奨等について取組を進める。</p>	年度	H29		H30		備考	県	全国	県	全国	特定健康診査	28.3	37.2	30.2	37.9	H30：43位	特定保健指導	29.7	25.6	30.3	28.9	H30：27位
年度	H29		H30		備考																		
	県	全国	県	全国																			
特定健康診査	28.3	37.2	30.2	37.9	H30：43位																		
特定保健指導	29.7	25.6	30.3	28.9	H30：27位																		
<p>医療費通知の通知回 数の統一</p>	<p>【現状】 医療費通知の通知回数（年間）については，市町ごとに異なっている。</p> <p>《医療費通知の通知回数》</p> <table border="1" data-bbox="528 1122 1195 1223"> <thead> <tr> <th>通知回数</th> <th>2回</th> <th>4回</th> <th>6回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題】 保険料水準の統一と市町国民健康保険事務の標準化を目指す観点から，医療費通知の通知回数の統一を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 医療費通知の通知回数については，令和3年度からの統一を目指して検討を進める。</p> <p>その際，医療費通知が確定申告の医療費控除の添付書類として使用されることなどを考慮して通知回数及び通知月を設定する。</p>	通知回数	2回	4回	6回	市町数	4	4	15														
通知回数	2回	4回	6回																				
市町数	4	4	15																				
<p>後発医薬品差額通知 の通知回数の統一</p>	<p>【現状】 後発医薬品差額通知の通知回数（年間）については，市町ごとに異なっている。</p> <p>《医療費通知の通知回数》</p> <table border="1" data-bbox="528 1738 1034 1839"> <thead> <tr> <th>通知回数</th> <th>6回</th> <th>12回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>5</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題】 保険料水準の統一と市町国民健康保険事務の標準化を目指す観点から，後発医薬品差額通知の通知回数の統一を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 後発医薬品差額通知の通知回数については，令和3年度からの統一を目指して検討を進める。</p>	通知回数	6回	12回	市町数	5	18																
通知回数	6回	12回																					
市町数	5	18																					

<p>第三者求償事務の 促進</p>	<p>【現状】 第三者行為（交通事故，食中毒など）による治療で保険証を使用した場合，被保険者は保険者への届出を行い，届出を受けた保険者は加害者に対する求償を行っている。 《平成 30 年度第三者行為求償実績》 878 件，666,088 千円</p> <p>【課題】 被保険者が届出を行うことの必要性についての周知が十分でないことなどの理由により，届出が行われていない事例が生じている。</p> <p>【今後の対応案】 被保険者に対して，第三者行為による治療で保険証を使用した場合，「届出」を行ってもらうよう効果的な周知方法等を検討する。 ・届出勧奨ポスター・チラシを作成し，関係機関への掲示・配布 ・消防，保健所等からの第三者求償案件の情報提供が受けられる体制の整備 等</p>
------------------------	--

【施策目標】 保険料（税）徴収の適正化

検討項目	検討内容						
口座振替原則化の促進	<p>【現状】 国民健康保険料（税）の納付については、全市町において口座振替を原則としている。</p> <p>《口座振替率の推移（市町計）》</p> <table border="1" data-bbox="545 398 1150 495"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替率</td> <td>43.34%</td> <td>44.46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《口座振替率の向上に向けた取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での被保険者に対する口座振替勧奨 ・被保険者に対する口座振替勧奨依頼文の送付 ・口座振替の登録を行った者に対するインセンティブ事業 等 ・口座振替勧奨ポスターを作成し、金融機関等へ掲示 <p>【課題】 コンビニ納付などによる納付は増加する一方で、口座振替率が伸び悩んでいる。</p> <p>【今後の対応案】 口座振替原則化の周知徹底を図るためには、被保険者に対するインパクトのある取組を行う必要があることから、全市町共通の全県的な取組みを実施することを検討する。 具体的には、広島市が実施し収納率向上の効果がみられる口座振替インセンティブ事業を参考に、令和3年度からの全県共通の事業の実施を検討する。</p>	年度	H29	H30	口座振替率	43.34%	44.46%
年度	H29	H30					
口座振替率	43.34%	44.46%					

【施策目標】 財政収支の改善（赤字解消計画）

検討項目	検討内容
赤字解消・削減計画	<p>【現状】 解消すべき赤字（法定外繰入）のある市町は、赤字削減・解消計画を策定し、6年以内に赤字を解消する必要がある。</p> <p>《赤字削減・解消計画の策定市町》 策定時期：平成30年3月 策定市町：広島市、三次市、大崎上島町 計画期間：平成30年度～令和5年度</p> <p>赤字削減・解消計画に基づき赤字額の削減を進めており、平成30年度においては、3市町とも年次目標を達成している。</p> <p>【今後の対応】 引き続き、赤字削減・解消計画に基づき、令和5年度までの赤字解消に向け計画的な赤字の削減を行う。</p>